# 1. 浄化槽のしくみ



問 1 浄化槽とは何ですか。また、単独処理浄化槽、合併処理浄化 槽などについて教えて下さい。



浄化槽とは台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水を微生物の働きなどを利用して、きれいにする家庭専用の処理施設で、「合併処理浄化槽」とも呼ばれています。きれいにされた水は家の周りの排水路や小川に流れ込むため、どぶ川がきれいになって魚たちや蛍が戻ってきます。魚取りや水遊びができるようになり、子供たちの遊び場となります。

昭和58年に制定された「浄化槽法」では家庭から出る汚れた水をきれいにする場合は、下水道や屎尿処理施設以外は浄化槽で処理したあとでなければ流してはならないと定められています。

現在、全国で341万基設置されている浄化槽のほかにトイレの汚れた水だけをきれいにして、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水を排水路や小川にそのまま流してしまう「単独処理浄化槽」というものがありますが、平成13年4月からは設置することができなくなりました。しかし、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は、トイレからの汚れた水よりも汚れています。汲み取り式トイレの家も単独処理浄化槽の家も、これからは早く「浄化槽」に切り替えて家庭から出る汚れた水をきれいにして川に流すことが大事です。

●=ひとつがBOD1g

処理しない場合	台所、風呂、洗濯など 27g L尿 13g 40g
くみ取り式	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● <b>27g</b> 台所、風呂、洗濯など 27g
単独処理浄化槽	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 32g 台所、風呂、洗濯など 27g 単独処理浄化槽の処理水 5g
合併処理浄化槽	4g





# 問8 合併処理浄化槽を設置する場合には補助金が出ると聞いていますが、どのようなものですか。



合併処理浄化槽を個人で設置しようとする場合、昭和62年度に環境省(当時は厚生省)が補助金を出す制度を創設しています。これは、合併処理浄化槽を設置しようとする人が、市町村に「補助金交付申請書」を提出して、交付を受ける制度です。

この制度は、生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた真に社会的便益に相当する分について公費負担を行うとの考え方に立脚したもので、その「真に社会的便益に相当する分」が1人1日当たりのBOD排出量の約4割であることから、国庫助成基準額も、人槽区分にかかわらず、浄化槽の設置に要する経費の定率(4割)となっています。市町村によっては、新築の浄化槽は補助金を交付せず、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換のみに補助を実施している場合があります。

また、市町村が設置して住民にリースする制度を、平成7年度に環境省(当時は厚生省)が創設しています。これは使用者が全体費用の1割を負担すればよいことになっております。

このほか、単独処理浄化槽を設置している人が合併処理浄化槽に転換しようという場合も、単独処理浄化槽の撤去費用を、国は平成18年度から補助する制度を創設しています。この場合は、補助対象地域とか補助対象浄化槽とかが定められています。詳しい内容については市町村にお問い合わせ下さい。

参考

環境省の合併処理浄化槽の国庫補助制度には、個人が設置する浄化槽(合併処理浄化槽)に 対する補助制度を持つ市町村に対して国庫補助を行う「浄化槽設置整備事業」と、市町村が設 置主体となって浄化槽(合併処理浄化槽)を整備する事業に対して国庫補助事業を行う「浄化 槽市町村整備推進事業」の二つがあります。

また、総務省の補助事業として、市町村の単独事業である「個別排水処理事業」、「小規模集合排水処理事業」などもあります。

# 2. 浄化槽法のしくみ



問13 浄化槽法という法律があるそうですが、その概要を教えて下 さい。



浄化槽は毎年12万~20万基ぐらい新たに設置され、平成27年3月末現在の全国の設置基数は約762万基です。そして、下水道と共にわが国の水洗化人口を担っており、私たちの生活の中に根ざした、なくてはならない存在となっています。以前はトイレの水洗化のみを目的として単独処理浄化槽が普及してきました。これからは、さらに住みよい暮らし、美しい環境を守るためにも、私たちは合併処理浄化槽を適正に設置し、管理していかなければなりません。因みに、平成13年4月以降は原則として合併処理浄化槽しか設置できないことになっています。

浄化槽法が制定されたのは昭和58年5月ですが、浄化槽法では、浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃などがきちんと行われるよう技術上の基準を定めて規制したり、浄化槽関係の事業に従事する関係業者の責任を明確にしたり、資格制度を定めたりしているほか、浄化槽の使用者に対しても正しく使用するよう義務付けています。

浄化槽法の概要は、次のとおりです。

### (1) 浄化槽の製造について

浄化槽の構造・容量については構造基準が決められていて、浄化槽を製造する場合にはこれに適合していなければなりません。また、浄化槽を工場で生産しようとするメーカーは国土交通大臣の認定(型式認定制度)を受けなければ製造することが出来ないことになっています。この認定を受けるには、浄化槽の構造や容量のほか、強度についてもチェックを受けることになっています。

また、工場から浄化槽を出荷するときには、水洩れがないかどうかなどの 検査も行われています。

#### (2) 浄化槽設置の届出について

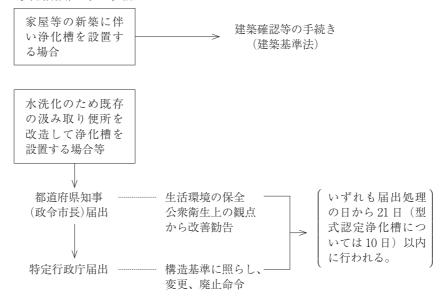
浄化槽を設置しようとする場合には、都道府県知事(保健所を設置する市 又は特別区では市長又は区長)に届け出ること、また、都道府県知事 (保 健所を設置する市又は特別区では市長又は区長)を経由して特定行政庁に届



け出ることが義務付けられています。実際の届け出の受理は保健所が行っていることが多いようです。

なお、住宅の新築と同時に浄化槽を設置する場合は、建物の建築確認申請 書に浄化槽の仕様書等を添付して建築主事の確認を受けることになります。

### 図6 浄化槽設置時の手続き



## (3) 浄化槽の工事と浄化槽設備士制度について

浄化槽の工事は、設置等の届出をしてから21日(国土交通大臣の型式認定を受けた浄化槽の場合は10日)を経過するか、或いは、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区では市長又は区長)及び特定行政庁から工事を着手してよい旨の通知を受けなければ着手することができません。

浄化槽工事は、都道府県知事の登録を受けた浄化槽工事業者が行うことになります。建設業法で許可を受けている土木工事業者、建築工事業者、管工事業者であって浄化槽工事業を開始したときは、遅滞なく都道府県知事への届け出なければならないことになっています。浄化槽工事は、環境省令・国土交通省令で定めている「浄化槽工事の技術上の基準」に従って行わなければなりません。

また、実際に工事を行うときは、浄化槽設備士という国家資格を持っている者が工事を行うか又はその者の監督のもとに行われます。

# (4) 浄化槽の使用開始報告について

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始してから30日以内に使用開始報告書を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区では市長又は区長)に提出しなければなりません。

### (5) 浄化槽の使用に関する準則について

浄化槽の正常な機能を維持するため、浄化槽使用者が守るべきこととして、 「浄化槽の使用に関する準則」が定められています。

## (6) 浄化槽の保守点検と浄化槽管理士制度について

浄化槽管理者は、環境省令で規定している浄化槽の「保守点検の技術上の 基準」に従って、定期的に保守点検を行わなければなりません。

しかし、浄化槽の保守点検を行うためには専門的な知識、技術が必要ですので、浄化槽管理者が自ら保守点検を行わなくても都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区では市長又は区長)の登録を受けた保守点検業者に委託することができることとされています(保守点検業の登録制度が設けられていない横浜市と大阪市では、浄化槽管理士に委託することができます。)。

保守点検業の登録を受けた会社には国家資格者である浄化槽管理士がいて、保守点検業務は浄化槽管理士が行うことになっています。

### (7) 浄化槽の清掃について

浄化槽管理者は、環境省令で定める「清掃の技術上の基準」に従って、浄化槽の清掃を定期的に行わなければなりません。しかし、保守点検と同様、浄化槽の清掃を行うためには専門の知識や技術が必要ですので、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託することができるとされています。浄化槽の清掃の回数は毎年1回(全ばっき方式の浄化槽については、おおむね6ヶ月ごとに1回以上)とされています。

#### (8) 浄化槽の法定検査制度について

1) 使用開始後の水質に関する検査(7条検査)

浄化槽管理者は、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に、都道府県知事の指定する指定検査機関が行う水質に関する検査を受けなければなりません。この検査は主として浄化槽が適正に設置されているか否かを判断するための検査で、受検の手続きは、その浄化槽を設置する浄化槽工



事業者に委託することができることになっています。

# 2) 定期検査(11条検査)

浄化槽管理者は、毎年1回、前述の指定検査機関の水質検査を受けなければなりません。この検査は主として保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かを判断するための検査で、受検の手続きは、その浄化槽の保守点検又は清掃を行う者に委託することができることになっています。

# (9) 浄化槽の廃止届出について

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止してから30日以内に廃止届出を都道 府県知事に提出しなければなりません。